

「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日労働に関する協定」違反の根絶を求め、東京地本は緊急申し入れを行う！

東地申第 007 号

2012 年 08 月 10 日

「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日労働に関する協定」違反を根絶する緊急申し入れ

36 協定については、3 カ月締結・6 カ月締結の過程での真摯な議論によって、10 年連続で発生した 36 協定違反を是正するとともに、勤務の厳正、不払い労働の問題など、超勤管理に対する問題意識は、大幅に改善されました。さらに、安全衛生委員会、安全衛生管理体制も、法令や通達に基づき開催され、社員の健康管理や安全衛生に関して成果を上げてきました。これは、労使が「信義誠実の原則」に基づいて、現実に向き合い、議論を尽くし、努力した結果だと考えています。

JR 東労組東京地本は、2012 年 8 月からの 36 協定締結に向けて、東地申第 2 号「労働基準法第 36 条の規程に基づく時間外及び公休日労働に関する協定についての申し入れ」を行い、交渉では、「時間外労働等に関する主な取り組みについて」「平成 23 年度の超勤実績・休日出勤実績について」「田町車両センターで発生した一日 8 時間を超える時間外労働を行った 36 協定違反について」「東京駅・品川駅・新橋駅で発生した『業務量調整』の問題について」等の議論を行い、7 月 13 日、18 日の 2 回の交渉を経て、7 月 24 日に 36 協定を締結しました。

しかし、36 協定締結後に、上野新幹線第二運転所で 2 件、品川駅で 1 件、計 3 件の 36 協定違反が判明したことに對して、不信感で一杯です。

今交渉で、会社は「時間外労働等に関する主な取り組みについて」の中で、「全箇所を対象にした職場訪問や現場長会議、各種研修や管理者勉強会等を実施し、労働時間等の適正な管理について徹底を図ってきたところであり、今年度も引き続き、管理者等の更なる意識向上や職場風土の醸成に努めていく」と回答しています。しかし、今回、判明した 36 協定違反をみると、会社が言っている「徹底を図ってきた」状況にはなっていません。また、「36 協定違反について、結果として、把握出来なかった」と言っていますが、管理責任を問わざるを得ません。

その後、東京地本は「勤労部長もこの議事録(案)の内容で確認出来る」ということを再確認した上で、7 月 24 日に 36 協定に調印しています。しかし、7 月 27 日に、会社から組合へ示された議事録(案)は、再確認したにも関わらず、大幅に削除・修正され戻されてきました。このことは、東地申第 1 号で議論してきた事柄と同質であり、看過出来ません。

つきましては、下記のとおり申し入れますので、信義誠実の原則に基づき、会社の真摯な回答と議論を要請します。

記

1. 36条協定締結以降発覚した36協定違反の事象と原因・対策を明らかにすること。
2. 36条協定締結時に合意・確認した通り速やかに議事録を締結すること。

以上

またもや行われた議事録(案)の削除・修正は看過出来ない！
信義誠実の原則に基づき、会社の真摯な回答と議論を要請します！